

森林の大切な機能を守るため STOP 山火事！

林野火災の予防強化について

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、林野内での火の取扱いのルールが変更されました。

乾燥した日が続くなど林野火災の発生危険が高まっているときは、嶺北消防組合が『**林野火災注意報**』や『**林野火災警報**』を発令します。嶺北消防組合のホームページや、あわら市、坂井市のホームページなど各種注意喚起情報を随時確認し、林野火災予防にご協力をお願いします。

○**林野火災注意報**が発令された場合

火気の使用制限**努力義務**

○**林野火災警報**が発令された場合

火気の使用**制限（罰則あり）**

罰金30万円以下または拘留

※指定区域とは

地域森林計画の対象となる民有林及び国有林で木竹が集団して生育している森林区域（「森ナビふくい」で検索。拡大スクロールし、赤枠で囲われた区域が指定区域です。）

林野火災注意報・警報発令時における指定区域内の火気の使用制限について

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・火遊び又はたき火をしないこと。
- ・引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であるときは喫煙をしないこと。
- ・残火、取灰又は火粉を始末すること。

たき火の届出制度について

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為（たき火を含む）を行う場合は、当該行為を行う3日前までに、管轄消防署への届出が必要です。林野火災の予防上、たき火行為を把握し、必要な防火指導を行うため、必ず届出をしてください。

◎たき火に該当する行為（イメージ）



◎たき火に該当しない行為（イメージ）



○「まさか」の事態にならないために

山火事予防のポイント

- ❗ 乾燥・強風の日
火を使わない
- ❗ たき火や火入れは
複数人で行う
- ❗ 火から目を離さない
- ❗ 消火用の水を準備する
- ❗ 使用後は完全に消火する
- ❗ たばこの投げ捨て、
火遊びは絶対にしない



○アウトドア時の火の取扱いマナー

キャンプや登山などのアウトドアレジャーで、多くの人々が自然の中で火を取り扱う機会が増えています。安全に楽しむためには、火を扱う場所の周囲に燃えやすいものがないかを確認し、必ず消火用の水を準備して、火から目をはなすことなく、万が一に備えた体制を整えましょう。



お問い合わせ

所 属 嶺北消防本部予防課

連絡先 TEL:51-8435 Fax:51-5209

E-mail:yobou@reihoku-fd.jp

ルール・マナーを守って

STOP山火事!



キャンプ場でたき火を楽しむ際は、**直火ではなく**、必ず**たき火台**を使用しましょう。
水バケツ等を準備するなど、**いつでも消火**を行えるようにしましょう。



野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**原則禁止**されています。
例外的に行う場合でも、**乾燥、強風時**は**行わない**ようにしましょう。

例外：農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの



屋外での火の使用時は林野火災に注意!

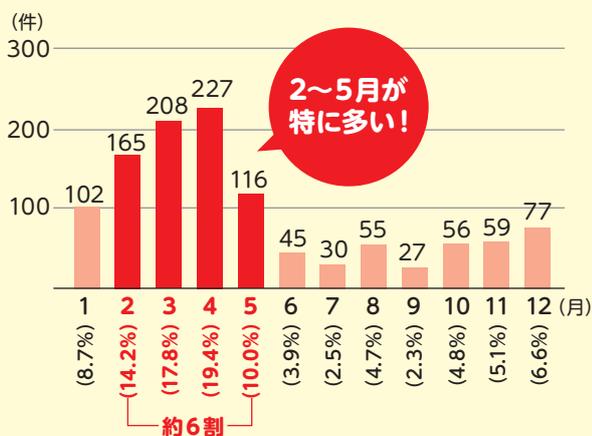
林野火災 (山火事) の多くは、火の不注意な取扱いが原因です。

林野火災は急激に広がります。

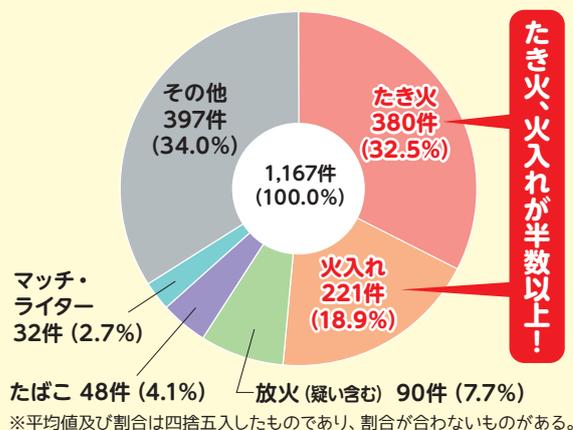
屋外で火を使うときは、次のことに気を付けましょう。



林野火災の月別出火件数 (令和2年~6年の平均)



林野火災出火原因 (令和2年~6年の平均)



林野火災注意報・警報が始まります!

乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい時は「林野火災注意報」が、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい時は「林野火災警報」が市町村長により発令されます。注意報の発令中は、たき火等の屋外での火の使用を控えてください。また、警報の発令中は、屋外での火の使用は禁止です。

※市町村の条例により異なります。

たき火をするときは、最寄りの消防署等への事前の届出が必要です。

炎があがり火の粉が出るような、火の取扱いをしようとするときは、まずは市町村(消防本部)に確認してください。



枯れ草焼きの例